

## 海外療養費制度について

加入者が、海外で受診したときの医療費について、日本の病院等にかかった場合の保険診療料金を標準とした金額(実際の金額が低いときには実費額、当組合の支給決定日の外国為替換算率(売りレート)を用いて換算)から一部負担金を差し引いた額が払い戻されます。

海外療養費の支給される疾病等の範囲については、国民健康保険と同様の保険診療の範囲内での給付になり、日本では保険適用とされていない臓器移植や人工授精等の不妊治療、性転換手術、美容整形等については対象とはなりません。

また、本制度は療養費としての給付であるので、急病などやむを得ない理由により保険診療を受けられなかった場合に、海外療養費の支給を受けることができます。このため、海外へ行く理由が個人的な旅行などでも支給対象となりますが、療養を目的として海外へ行き、診療を受けた場合は支給対象とはなりません。(しかし、人工透析治療等、予め渡航先での治療が必要であると想定できる人が海外旅行へ行った場合は、海外の医療機関等では給付を行うことは困難であり、慢性疾患は海外においての治療が不可欠であるため、治療目的の渡航ではなく、受けた治療が日本の保険診療の範囲内であれば海外療養費の対象となります。)

なお、海外で公的保険から給付を受けられる場合、海外の公的給付と日本の国保の給付とどちらが優先するかは規定されていません。但し、国保の療養費は、実際の医療費負担に対して支給されるものですから、海外の保険等により給付を受けており、実際に医療費を負担していない場合は、支給されないこととなります。

また、次の事項には十分ご留意下さい。

- ◎ 弁護士国保組合への払い戻しの請求期限は、その治療費を支払った翌日から起算して2年間です。
- ◎ 診療内容明細書及び領収明細書は、ひと月(暦月単位)ごとに記入するよう依頼して下さい。
- ◎ 必要に応じて民間の海外旅行傷害保険等にも加入しましょう。  
海外の場合、日本国内と同じ病気やけがでも、国や医療機関によって請求金額が大きく異なります。

### 申請に必要なもの

(※③パスポート、⑦個人番号確認書類以外は原本の提出が必要です。)

- ① 療養費支給申請書(海外療養費)  
当組合の書式に組合員の方が記載してください。振込先は組合員名義の口座を記載してください。
- ② 調査に関わる同意書  
診療を受けた方がご記入、ご捺印してください。(未成年者等の場合は親権者)
- ③ 診療を受けた方のパスポート  
原本の提示(組合にてコピー)、もしくはコピーの提出(氏名、国内及び滞在先の出入国の押印があるページ)
- ④ 診療内容明細書(Form A)  
海外の医師が記入、署名したもの
- ⑤ 領収明細書(Form B)  
海外の医療機関が記入、署名したもの
- ⑥ 海外の医療機関に治療費を支払った領収書
- ⑦ 個人番号確認書類(個人番号記載の住民票、個人番号カード、個人番号通知カードのいずれかのコピー)  
組合員本人の個人番号の確認が必要になります。

平成25年12月に厚生労働省より、海外療養費の不正請求事例が複数明らかになっていることから、支給申請に対する審査の強化、不正請求事例への対応及び審査業務に対する財政支援についての通知がありました。

この通知に基づき、弁護士国保では平成26年4月申請分より、支給申請時に①パスポートの提示(組合にてコピー)もしくはコピーの提出をいただき、受診者が海外において療養を受けた期間の渡航の事実を確認する。②海外療養費の審査を行った際に疑義が生じた場合、海外の医療機関等に対して、文書等により、療養等の事実の有無や療養の内容を確認するために、受診者及び組合員は、支給申請の際に、医療機関等と療養の情報について提供等を行うことや、当組合がその業務を他に委託することについて同意を得る同意書を支給申請時に提出することが必要となります。

なお、不正請求事例があった場合には、厚労省に報告することや警察との相談・連携について、適正な対応をとることが通知されております。

ご不明な点等につきましては、当組合までご連絡ください。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-1-5 メトロシティ神谷町7階  
東京都弁護士国民健康保険組合  
電話 03-6432-4701 FAX 03-6432-4702